

# 承認工事の手引き

## 平成 30 年 3 月 津島市建設産業部都市整備課

### 1 工事の承認について

道路法では道路の工事または維持を原則として道路管理者に限定していますが、宅地造成等による出入り口の整備のような道路管理者以外の者が工事を行うこともあります。これを道路法第 24 条では「道路管理者以外の者は道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる」と定めています。津島市道路管理規則でも必要事項を定めています。したがって、民地内の造成に伴う道路の法面を埋め立てる工事や乗入れ口の設置工事のように道路形状を変更する場合は道路管理者に承認を受けて工事をする必要があります。水路も同様に、水路管理者の承認を受ける必要があります。

承認工事で完了した工作物等は検査後、公共物として管理者が維持・管理します。そのため、管理者以外の工事であっても公共工事と同様の基準で施工する必要があります。この手引きでは、管理者以外が承認を受けて行う道路・水路の工事について説明します。

### 2 書類申請から承認、検査までの流れ

#### (1) 申請

承認申請書に必要書類を添付し、**2部**提出（捺印）する。

※承認申請書を提出する前に施工方法等を管理者と事前に協議すること。

#### (2) 審査

承認申請書を受領後、管理者が審査を行う。審査期間は事前協議があれば、営業日 10 日以内であるが、事前協議がない場合、審査期間に時間を要する。

審査の結果、図面修正や指摘事項があれば再協議し、承認申請書を修正する。

#### (3) 承認

管理者が発行した工事承認書（公印付承認申請書）を受け取る。承認後に内容変更が生じた場合、変更承認申請書を提出し、再度承認を得る。

※工事開始前までに津島警察署より道路使用許可を得ること。

#### (4) 現場立会

工事着手前に管理者と現場で立会い、申請内容について最終確認を行う。

※立会の際には工事範囲や計画高がわかる状態にすること。

#### (5) 着手届提出

現場の着手日が決定したら、着手届（捺印）を提出して工事を実施する。添付資料として道路使用許可書の写しを合わせて提出する。

#### (6) 完了届提出

工事が完了したら、速やかに完了届（捺印）を提出する。添付資料として工事写真を合わせて提出する。

工事写真は幅・厚み等がわかる写真とする。なお、写真管理については土木工事標準仕様書に準じる。

### (7) 完了検査

管理者は完了届を受理後、2週間以内に工事検査を実施する。是正箇所がある場合、修正工事を行う。検査合格後、検査結果通知書を受取り、現場を管理者に引き渡す。

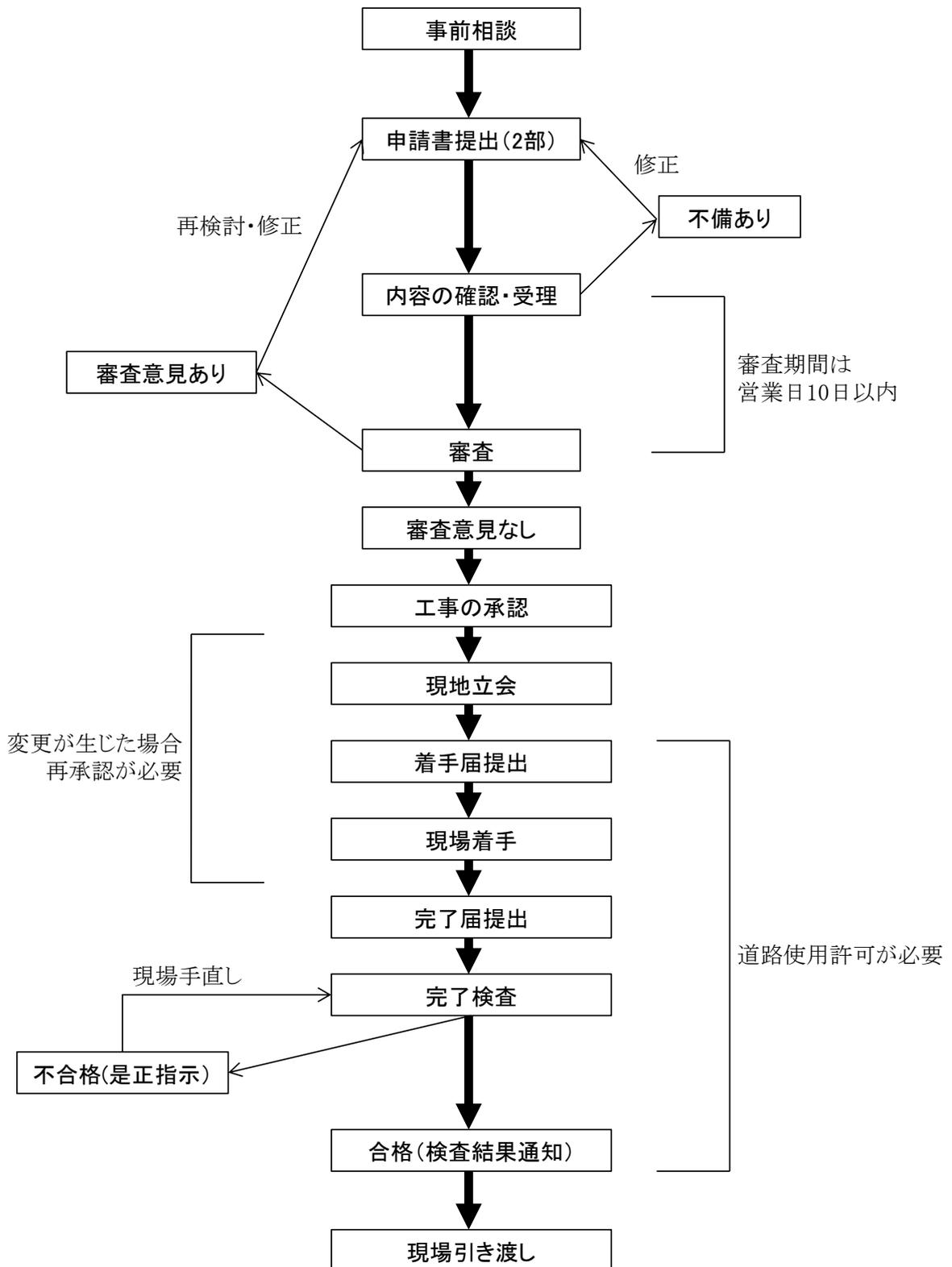


図1 申請から完了までの流れ

### 3 提出書類

#### (1) 提出書類一覧

承認申請書は申請者と管理者の控えとして計**2部**提出する必要がある。表1に提出書類一覧を記載する。

表1 提出書類一覧

書類名	備考
承認申請書表紙	捺印
位置図	縮尺 1:5000 程度 申請地を朱書
公図の写し	申請地を朱書
現況平面図	縮尺 1:500、1:1000 程度 現況の舗装高・水路高が記載 事前協議での指示事項
計画平面図	縮尺 1:500、1:1000 程度 施工箇所を朱書 施工延長・構造物の規格・計画高を記載 必要であれば縦断計画図を記載 事前協議での指示事項
横断図	縮尺 1:50 程度 施工箇所を朱書 構造物の規格・舗装構成を記載
保安設備	道路工事保安設備設置基準(案)に準拠
構造図	使用する構造物の図面 ※「7 構造図及び標準図」参照
現況写真	起点・終点から施工箇所全体がわかるように撮影
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・乗入れ口を必要以上に拡幅する場合、車両軌跡図及び理由書を提出</li><li>・施工条件により、近隣住民等の承諾書を提出</li><li>・事前協議により提出を求める書類</li></ul>

#### (2) 書類記載例

「承認申請書表紙」、「平面図」、「横断図」、「乗入れ口の平面図・横断図」、「着手・完了届」  
「変更承認申請書表紙」の記載例を下記の通り示す。

道路に関する工事の設計及び  
実施計画承認申請書

道路

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津島市長

住所 工事申請の責任者の  
住所・氏名・電話を記入

氏名 ㊟

電話 く > ( ) 番

下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認して下さい。

記

1	工事の場所	津島市	申請場所を記入	地先
2	工事の種別	「道路工事」「舗装工事」「側溝工事」「乗入れ口設置工事」など		
3	工事の概算	側溝工や舗装工といった主体工事の延長を記入		
4	工事の実施方法	1 直 営                      2 請 負		
5	工事の期間	平成●●年●●月●●日から平成△△年△△月△△日まで		
6	概要工事費	承認工事に関する費用を記入		
7	工事を必要とする理由	「住宅造成のため」「乗入れ口確保のため」など		

指令津島 第 号

上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守って下さい。

年 月 日

道路管理者 津島市長

㊟

条 件

備考 添付書類

(1)位置図 (2)土地整理図の写し (3)平面図 (4)構造図 (5)道路縦横断面図 (6)道路の復旧方法を表示した図面 (7)工事写真 (8)その他承認に必要な図面及び書類

法定外公共物に関する工事の設計及び  
実施計画承認申請書

水路

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津島市長

住所 工事申請の責任者の  
住所・氏名・電話を記入  
氏名 ㊟  
電話 く > ( ) 番

下記のとおり、工事の設計及び実施計画を承認して下さい。

記

1	工事の場所	津島市	申請場所を記入	地先
2	工事の種別	「水路工事」など		
3	工事の概算	水路工や張コンクリート工といった主体工事の延長を記入		
4	工事の実施方法	1 直 営	2 請 負	
5	工事の期間	平成●●年●●月●●日から平成△△年△△月△△日まで		
6	概要工事費	承認工事に関する費用を記入		
7	工事を必要とする理由	「防草のため」「排水先の確保のため」など		

指令津島 第 号

上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守って下さい。

年 月 日

管理者 津島市長

㊟

条 件

備考 添付書類

- (1)位置図 (2)土地整理図の写し (3)平面図 (4)構造図 (5)縦横断面図  
(6)復旧方法を表示した図面 (7)工事写真 (8)その他承認に必要な図面及び  
書類

# 計画平面図 S=1:1000

記載例

- ▼ 現況高
- ▼ 計画高

張コンクリートと数量を記載 (記載例: 張コンクリート W=0.5m L=30.0m)

田んぼに水が流れないようコンクリート止め

申請地 ※民地内の計画図を記載

水路への取付方法を記載 (例: ボックスカルパートに削孔)

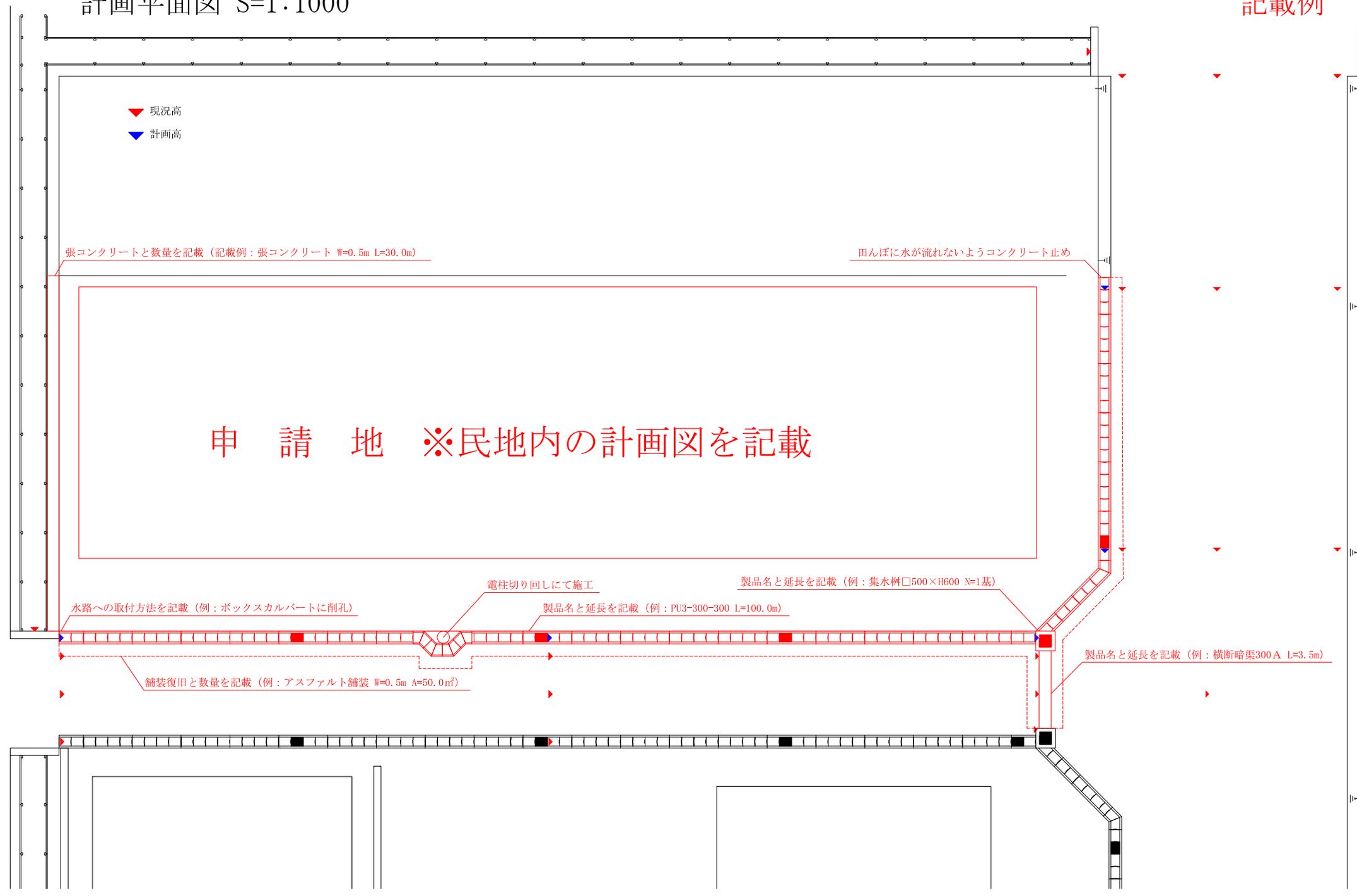
電柱切り回しにて施工

製品名と延長を記載 (例: 集水柵□500×H600 N=1基)

製品名と延長を記載 (例: PU3-300-300 L=100.0m)

舗装復旧と数量を記載 (例: アスファルト舗装 W=0.5m A=50.0㎡)

製品名と延長を記載 (例: 横断暗渠300A L=3.5m)



# 現況平面図 S=1:1000

記載例

## ▼ 測量する点

- ・道路は20mごと及び変化点で3点（左、中央、右）
- ・流末になる可能性がある水路の敷高で1点
- ・その他、事前協議にて指示がある点

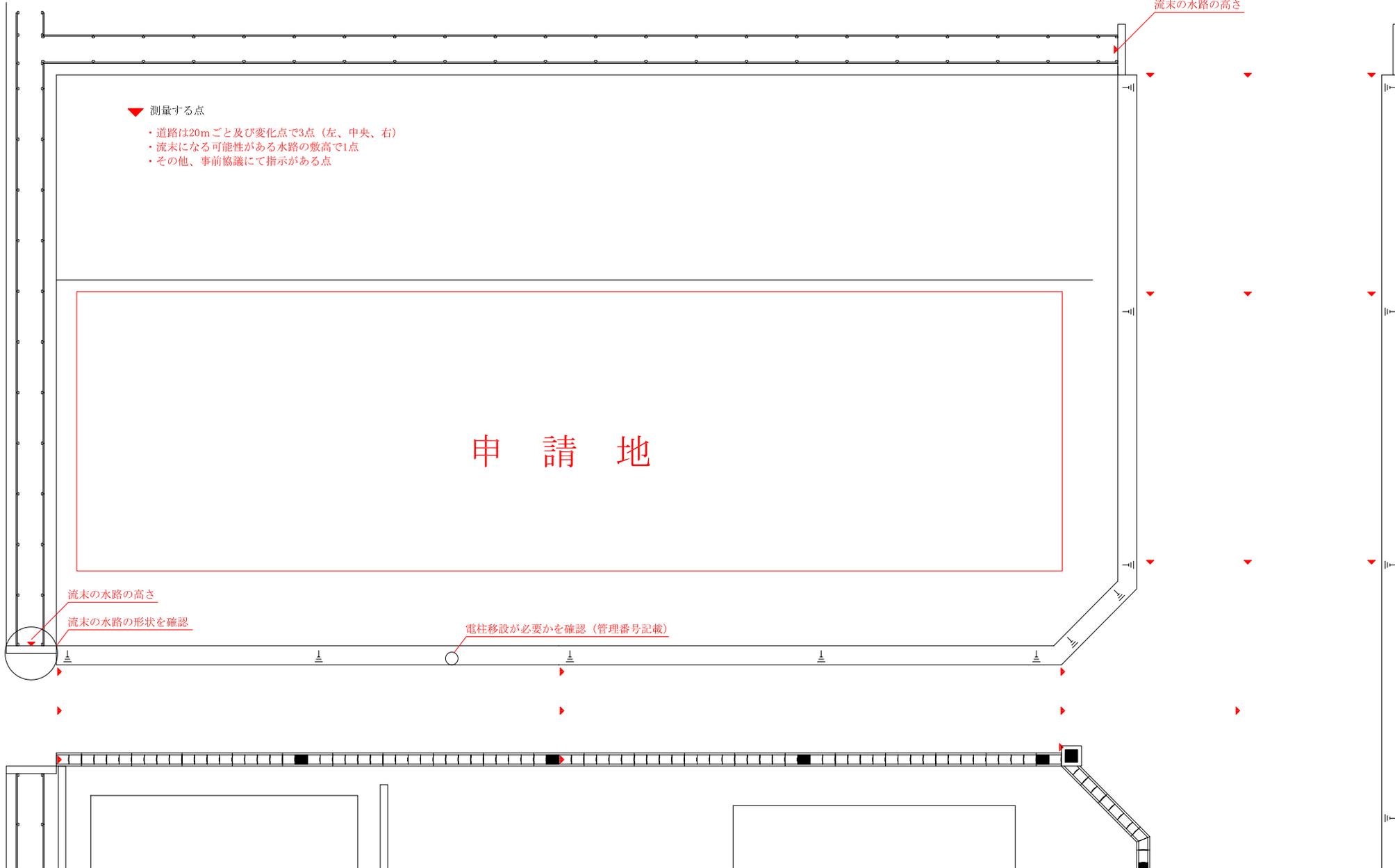
申請地

流末の水路の高さ

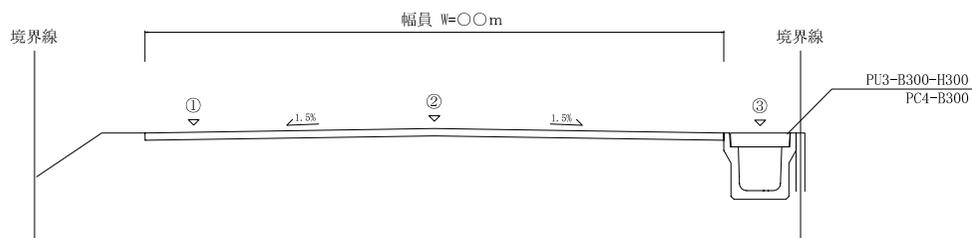
流末の水路の形状を確認

電柱移設が必要かを確認（管理番号記載）

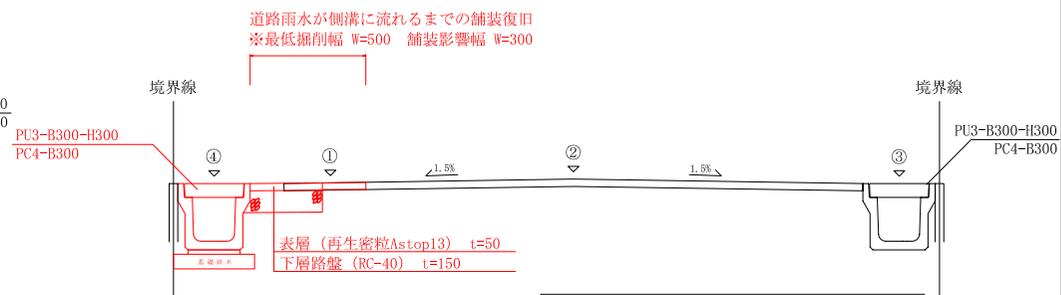
流末の水路の高さ



現況断面図 S=1:50



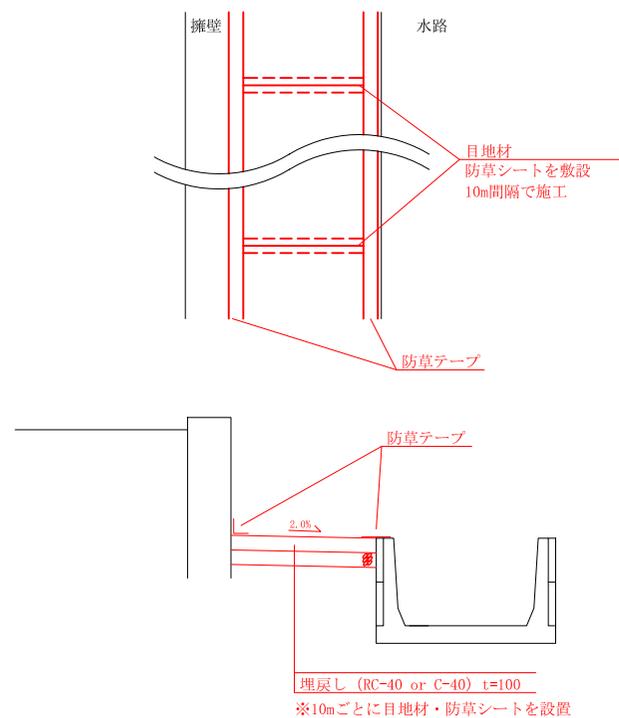
標準断面図 S=1:50



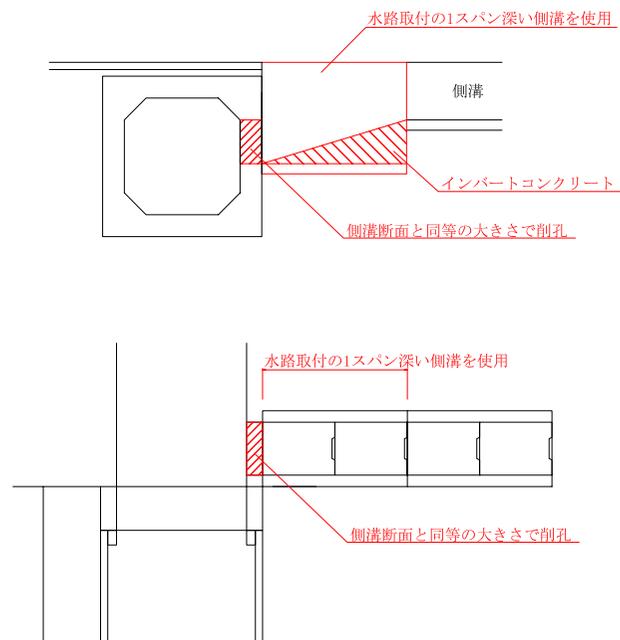
高さの関係性  
 ③≒④<①<②

- ・両側の側溝天端高はほぼ同じになる
- ・道路雨水を側溝に流すため、側溝天端高は舗装高より低い位置になる
- ・既設舗装との取付部で雨水がたまらないようにするため、取付部の高さは側溝天端高より高く道路路中心高より低い位置になる

張コンクリート図 S=1:50

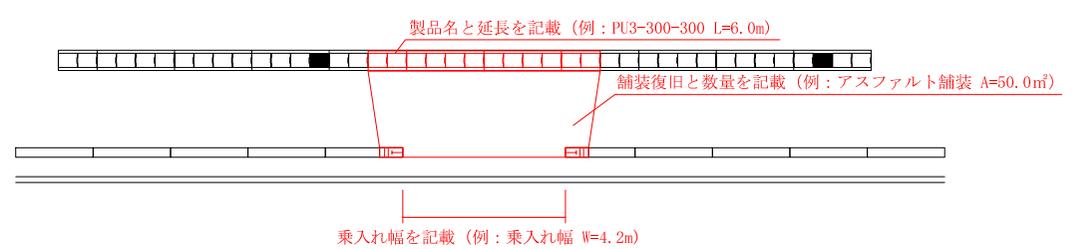
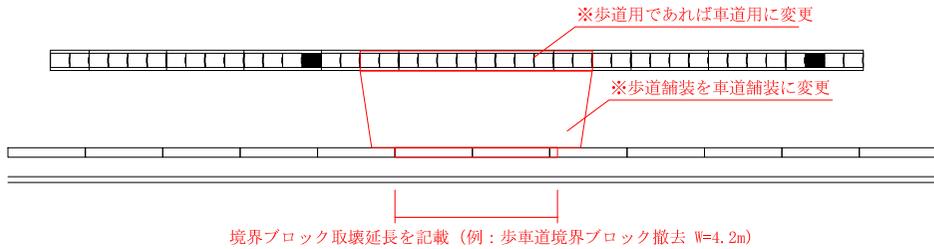
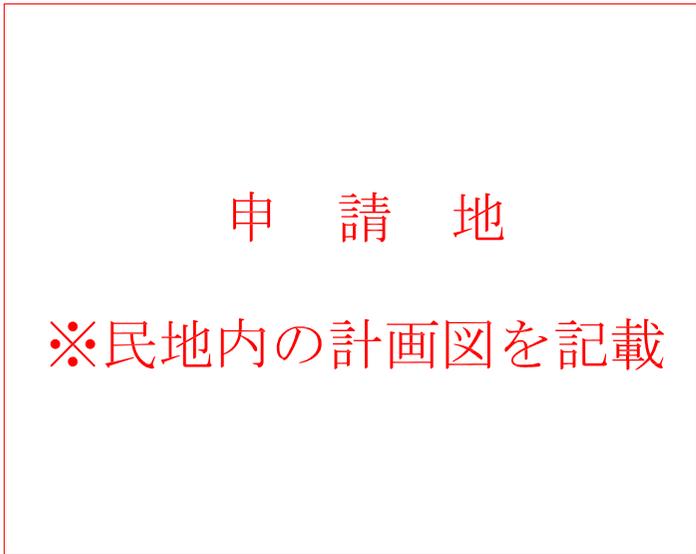


水路取付図 S=1:50

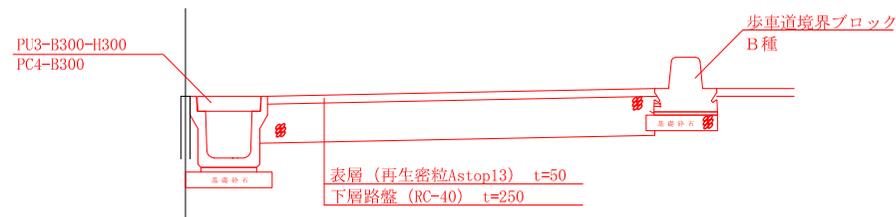


現況平面図 S=1:1000

計画平面図 S=1:1000



計画断面図 S=1:50



工 事 着 手 了 届

※着手時には「着手」を  
完了時には「完了」を  
囲み提出  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津島市長

申 請 者 住 所 工事申請の責任者の  
氏 名 住所・氏名・電話を記入  
電 話 < > ( ) 番 ※完了時に捺印

工事請負者 住 所 現場責任者の  
氏 名 住所・氏名・電話を記入  
電 話 < > ( ) 番 ※着手・完了ともに捺印

下記のとおり、着手  
完了 しましたので、お届けします。

記

1	許可の年月日 及び指令番号	平成▲▲年▲▲月▲▲日指令津島 第 受付番号 号
2	工 事 名	工事の種別を記入
3	工 事 場 所	津島市 申請場所を記入 地先
4	許 可 工 期	着 手 平成●●年●●月●●日 完 了 平成△△年△△月△△日
5	着 手 年月日 完了	平成□□年□□月□□日

備考 完了届については、工事写真を添付すること。

道路に関する工事の設計及び  
実施計画変更承認申請書

**道路**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津島市長

住所 **工事申請の責任者の  
住所・氏名・電話を記入**  
氏名 ㊟  
電話 く > ( ) 番

下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画の変更を承認して下さい。

記

区分	変更前	変更後
1 承認の年月日及び指令番号	平成▲▲年▲▲月▲▲日指令津島第 受付番号 号	} 当初申請書に記載した内容 変更事項のみ記載
2 工事の場所	津島市 申請場所を記入 地先	
3 工事の種別	工事の種別を記入	
4 工事の概要		
5 工事の実施方法	1 直 営      2 請 負	1 直 営      2 請 負
6 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
7 概算工事費		
8 変更の理由	変更理由を記載	
指令津島 第 号		
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守って下さい。		
年 月 日		
道路管理者 津島市長 ㊟		
条件		

備考 添付書類

- (1)位置図 (2)変更内容を表示した図面及び書類 (3)変更箇所の写真  
(4)その他変更に必要な図面及び書類

法定外公共物に関する工事の設計及び  
実施計画変更承認申請書

**水路**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津島市長

住所 **工事申請の責任者の  
住所・氏名・電話を記入**  
氏名 ㊟  
電話 く > ( ) 番

下記のとおり、工事の設計及び実施計画の変更を承認して下さい。

記

区分	変更前	変更後
1 承認の年月日及び指令番号	平成▲▲年▲▲月▲▲日指令津島第 受付番号 号	} 当初申請書に記載した内容 変更事項のみ記載
2 工事の場所	津島市 申請場所を記入 地先	
3 工事の種別	工事の種別を記入	
4 工事の概要		
5 工事の実施方法	1 直 営 2 請 負	1 直 営 2 請 負
6 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
7 概算工事費		
8 変更の理由	変更理由を記載	
指令津島 第 号		
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守って下さい。		
年 月 日		
管理者 津島市長 ㊟		
条件		

備考 添付書類

- (1)位置図 (2)変更内容を表示した図面及び書類 (3)変更箇所の写真  
(4)その他変更に必要な図面及び書類

## 4 留意事項

### (1) 承認工事の申請を必要としない場合

- ・管理者との協議により他の工作物の管理者または工事原因者が工事または維持を行う場合（道路法第19条の2、第20条）
- ・清掃や除草のような構造に影響を与えない軽易な維持の場合（道路法施工令第3条）
- ・管理者より占用許可を得て占用者が行う工事の場合（占用申請に関する書類が必要）

### (2) 共通事項

- ・工事費用は申請者負担となること。
- ・道路上で作業する場合、津島警察署より道路使用許可を得ること。
- ・地下埋設物等の占用者については申請者で調査・協議すること。
- ・水道やガスといった他工事と重複する場合、舗装復旧については申請者で他工事の責任者と協議し、一体的に舗装復旧すること。
- ・公共基準点等の測量標がある場合、測量法に基づき測量標を取扱い、工事を進めること。測量標を許可なく移転し、汚損し、その他その効用を害する行為をした場合は復元すること。
- ・管理者への引き渡しは完了検査の合格後となるため、合格前までは申請者で管理すること。そのため、合格前に工事車両等の影響により構造物が破損した場合は是正対象となること。
- ・工事内の瑕疵が発覚した場合、合格後であっても一定期間内は申請者負担で補修すること。木造・簡易舗装その他これに準じる工事目的物は1年以内、コンクリート造・石造・金属造その他これに準じる工事目的物は2年以内を一定期間とします。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合は10年になります。
- ・官民境界を明確にし、境界杭を保護すること。
- ・交通安全の観点から問題が生じた場合、管理者の指示に従い交通安全対策をすること。
- ・工事内容に関することは、「土木工事標準仕様書（愛知県建設部）」「道路構造の手引き（愛知県建設部）」「土木構造物標準設計」「防護柵の設置基準・同解説集（日本道路協会）」等を参考にすること。
- ・通学路で工事する場合、対象となる小学校に工事案内をすること。
- ・掘削規制期間内は基本的に舗装を取壊さないこと。
- ・申請内容に変更が生じた場合、管理者と協議すること。
- ・申請工事が中止になった場合、管理者と申請について取り下げる協議をすること。
- ・申請工期内に現場着手がされず、申請年度の次年度を過ぎた場合、管理者と再協議・再申請すること。元申請については取下げしたものとして取り扱います。

### (3) 乗入れ口工事

- ・歩道乗入れ口の幅は $W=4.2\text{m}$ 以下（A型一般住宅）、1物件に対して1箇所までとすること。乗入れ口の標準図を表2に記載します。

- ・歩車道境界ブロックは歩行者を自動車から守るためにあるため、基本的にL=1.8m（ブロック切り下げを2個、通常を1個）以上残すこと。ただし、マウントアップ式の場合はL=3.0m以上残すこと。
- ・不要な乗入れ口は閉口すること。
- ・乗入れ口を開口する箇所は乗入れる自動車の荷重に耐えうる舗装構成・側溝に変更すること。なお、A型をこえる場合はスリット型側溝を使用すること。
- ・造成して駐車場を計画する場合、**ハーモニカ型の乗入れは交通安全の観点から危険のため、計画しないこと。**（ハーモニカ型とは道路と垂直方向に自動車を駐車し、6.0mを超える範囲でその駐車場が道路に隣接することをいう。）やむを得ない事情により計画する場合、駐車場車止めブロックと官民境界の間を6.8m以上離すこと。※小型自動車全長4.7m+視距確認2.1m=6.8m

表2 乗入れ口標準図

	セミフラット方式	フラット方式	マウントアップ方式
一般部			
植樹帯設置部			
ガードパイプ設置部			

※ ( )内はB型、[ ]内はC型を示す

#### (4) 側溝工事

- ・側溝の計画高について現況高を図面に必ず明示するように指示すること。現況高は流末水路高・舗装高を起点・終点・変化点で測量すること。なお、舗装高は左・中央・右を測点とすること。(「3(2)書類記載例」に記載)
- ・側溝は道路雨水を排水することが目的であるため、路面排水ができるようにすること。できていない場合は是正対象となること。
- ・側溝を敷設する場所に電柱がある場合、電柱を官民境界線沿いに移設し、電柱よけ側溝を使用すること。なお、電柱の移設には電柱の管理者との協議に時間がかかるため、早めを確認すること。
- ・水路に取付する際は、水路構造物がどのような構造かを確認すること。

#### (5) 水路工事

- ・水路構造物と官民境界の隙間は防草できるよう張コンクリートをする。
- ・水路に排水する箇所は水路の底敷が土の場合にはコンクリートを施工すること。
- ・水路構造物を整備する場合、周辺の構造物の高さや断面積に合わせたものを施工すること。

### 5 よくある質問

Q-1 田んぼを埋め立て、家を建てるが、側溝を整備する必要がありますか。

A 道路形状が変わることで道路雨水が排水できなくなるため、側溝を整備する必要があります。

Q-2 道路管理者で側溝整備はできませんか。

A 個人の宅地造成に合わせた整備は行っておりません。

Q-3 乗入れのための開口部を規定以上に拡幅したり、数を2箇所以上設けたいです。

A 交通安全上、歩車道境界ブロックを必要以上撤去することは原則許可できません。しかし、店舗等において駐車場の利用者数が多く、駐車場計画する中でやむを得ないと道路管理者として判断できる場合のみ例外として許可できます。その際は承認申請書に理由書や車両軌跡図等が必要となります。

Q-4 官民境界と電柱の隙間が50cm程度あり、側溝を真っ直ぐ敷設できるが、電柱よけ側溝を使用しないといけませんか。

A 官民境界沿いに電柱を移設し、電柱よけ側溝を使用してください。道路上で電柱が飛び出ていると幅員が狭くなり、車両が衝突する可能性があります。

Q-5 水路と官民境界との間はなぜ張コンクリートを施工しなければならないですか。

A 水路と宅地の隙間から生える草についてはその宅地に住む方に草刈りをして頂くこととなります。そのため、防草対策として、張コンクリートを施工する必要があります。

## 6 事務手続きの問題について

近年、承認工事の申請件数は1年で約35件あり、多くの方々のご協力により、円滑に事務を進めることができています。しかしながら、毎年数件ではありますが、次のような問題が起きています。

### (1) 工期を過ぎても現場着手がされない問題

工事の承認後、申請工期を過ぎても現場着手がされないことがあります。この場合、申請地に地元住民より整備要望があったとしても、承認が有効であれば、工事が重複してしまうため管理者が工事を計画することができなくなります。本手引きで「申請年度の次年度を過ぎた場合、管理者と再協議・再申請すること。元申請については取下げたものとして取り扱います。」と記載してありますが、取下げの協議がされないままだと最大2年間、申請地では工事計画さえできません。そのため、承認工事が何かしらの理由でできなくなった場合には管理者と速やかに協議してください。

### (2) 着手届提出前や工事内容の協議中に工事を施工する問題

工事の承認後、着手届を提出しないまま工事が施工されていることがあります。悪質な場合は管理者に承認を得ないまま工事を施工することもあります。これらの場合、工事の施工方法を誤ったり、事故につながる可能性もあります。そのため、工事の承認を得て着手届を提出してから工事を開始してください。

### (3) 工事完了後に完了届の提出がない問題

工事の完了後、完了届が提出されないことがあります。また、工事検査時の是正箇所の修正が行われないこともあります。承認工事では申請者が現場管理をすることになります。これらの場合、現場の引き渡し完了しないため、管理者が申請者のままとってしまいます。もし、設置した構造物が原因で第三者が事故した場合には管理者である申請者の責任が問われてしまいます。このような問題を防ぐためにも、完了届を提出し、管理者への現場引き渡しまで必ずしてください。

これらの問題については、**道路法第71条の規定による工事の中止、原状回復などを道路管理者として命ずることもあります。また、罰則の規定も道路法に定められています。**これらの問題を防ぐためにも、適切な事務手続きにご協力よろしくお願いいたします。

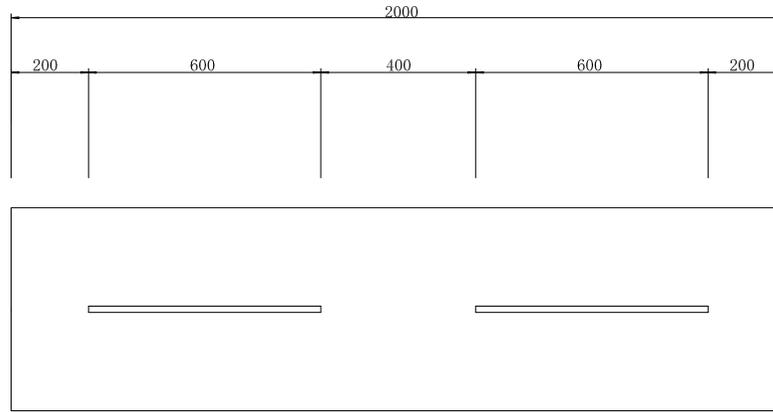
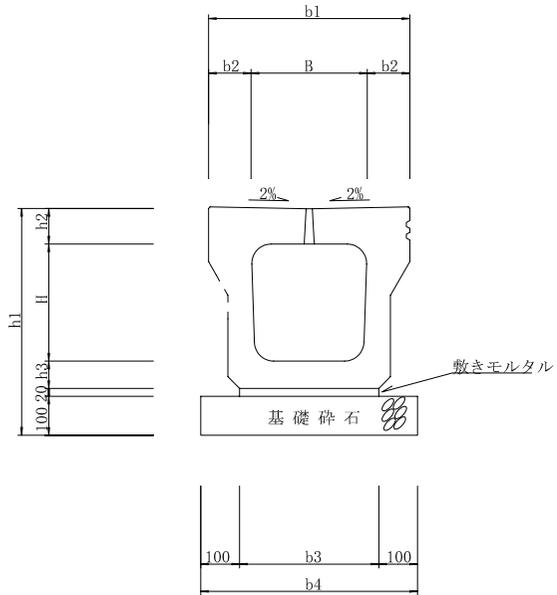
## 7 構造図及び標準図

ページ番号	種別	名称
1	道路	落ちふた式U形側溝
2		横断暗渠・集水柵
3		スリット側溝
4		自由勾配側溝
5		水路取付図
6		歩車道境界ブロック
7		L型擁壁
8		舗装構成図
9		舗装復旧図
10		舗装復旧図（掘削規制期間内）
11	水路	張コンクリート
12		U型カルバート・本体
13		U型カルバート・蓋版
14		ボックスカルバート
15		自由勾配側溝・本体（大型）
16		自由勾配側溝・蓋版（大型）
17		上ふた式U形側溝
18		組立水路
19	交通安全	ネットフェンス
20		車両用防護柵
21		転落防止柵
22		横断防止柵
23		視線誘導標
24		車線分離標
25		車止めポスト
26		道路反射鏡（コンクリート基礎）
27		道路反射鏡（脱着式 SP 基礎）
28		道路反射鏡規格表





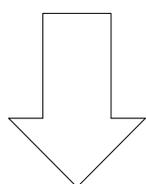
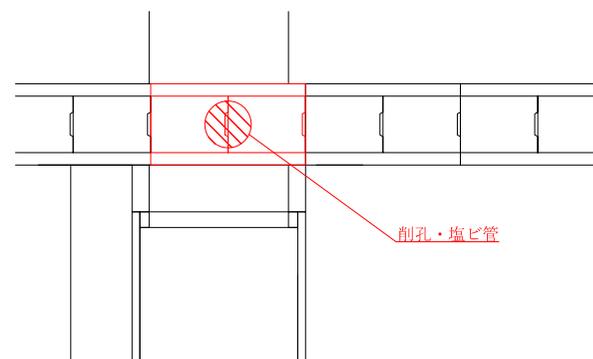
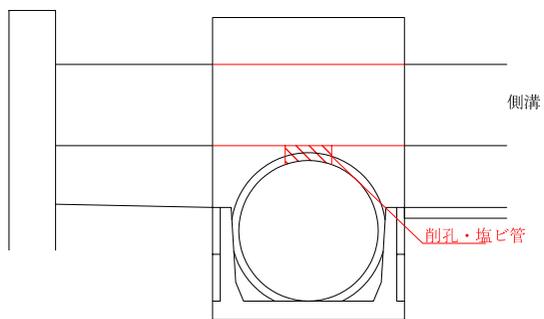
# スリット側溝 S=1:20



製品	寸法表 (mm)										適用
	H	h1	h2	h3	B	b1	b2	b3	b4		
250×250	250	525	90	65	250	460	105	330	530	T-25対応	
300×300	300	585	95	70	300	520	110	360	560		
300×400	400	685	95	70	300	520	110	360	560		
300×500	500	785	95	80	300	520	110	360	560		



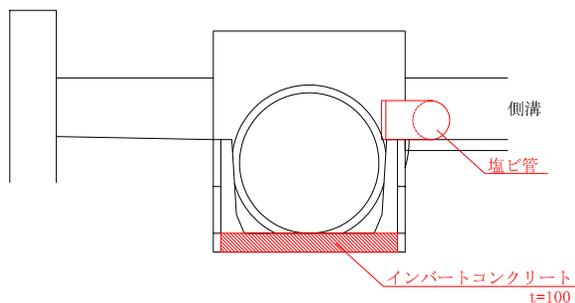
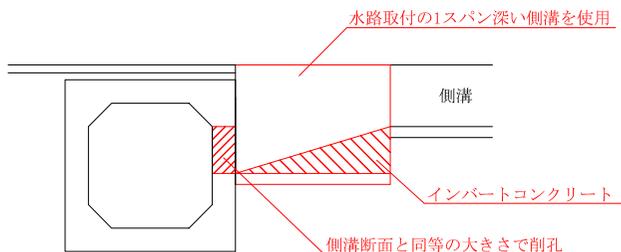
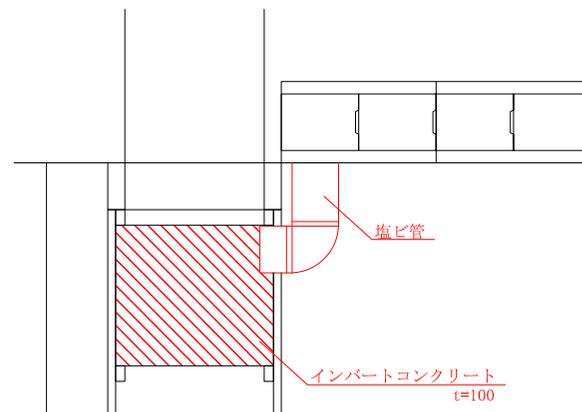
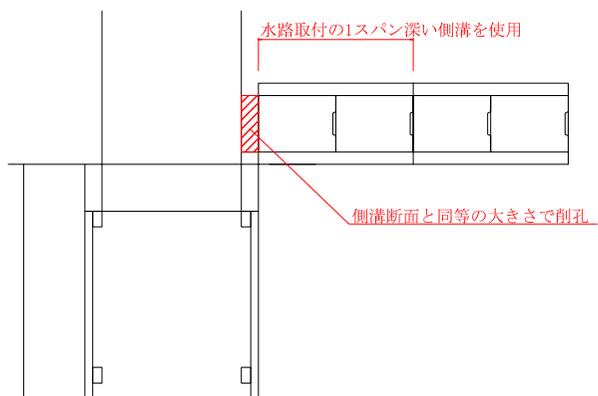
# 道路側溝と水路との取付方法



暗渠管の高さが高く、側溝が据えられない場合

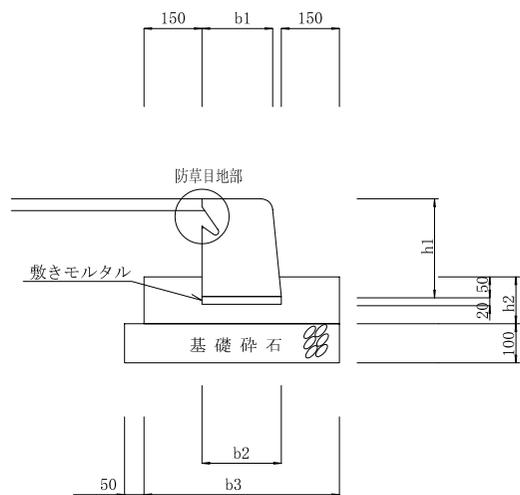
①ボックスカルバートに取付の場合

②ヒューム管に取付の場合



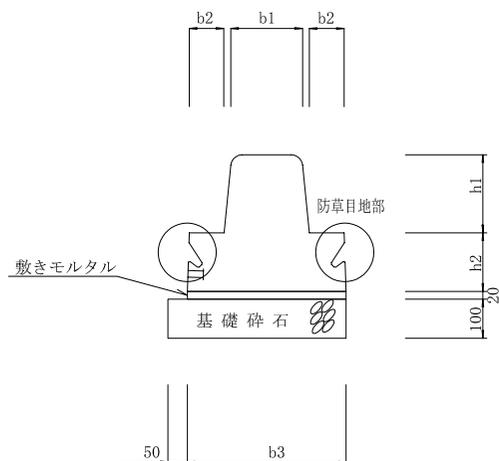
名称	水路取付方法
ページ番号	5
津島市役所	

# 歩車道境界ブロック (マウントアップ) S=1:20



製品	寸法表 (mm)					適用
	b1	b2	b3	h1	h2	
A種	150	170	470	200	車道舗装厚が20cm以下：200	舗装高とブロック天端高の差はH=15cm以上とすること。
B種	180	205	505	250	車道舗装厚が21cm以上：舗装厚	
C種	180	210	510	300	既設舗装にカッターを入れる：120	

# 歩車道境界ブロック (フラット、セミフラット) S=1:20



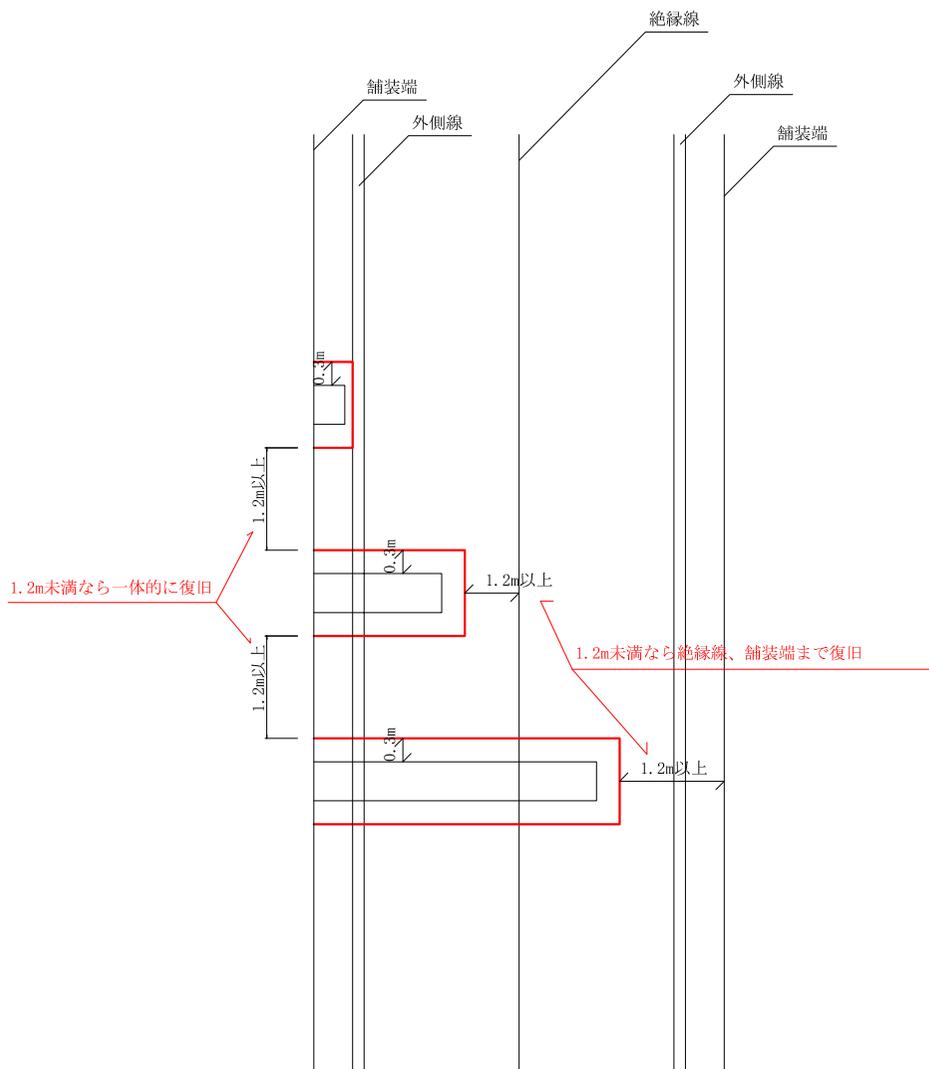
製品	寸法表 (mm)					適用
	b1	b2	b3	h1	h2	
A種	150	110	410	150	150	
B種	180	90	410	200	150	
C種	180	85	410	250	150	





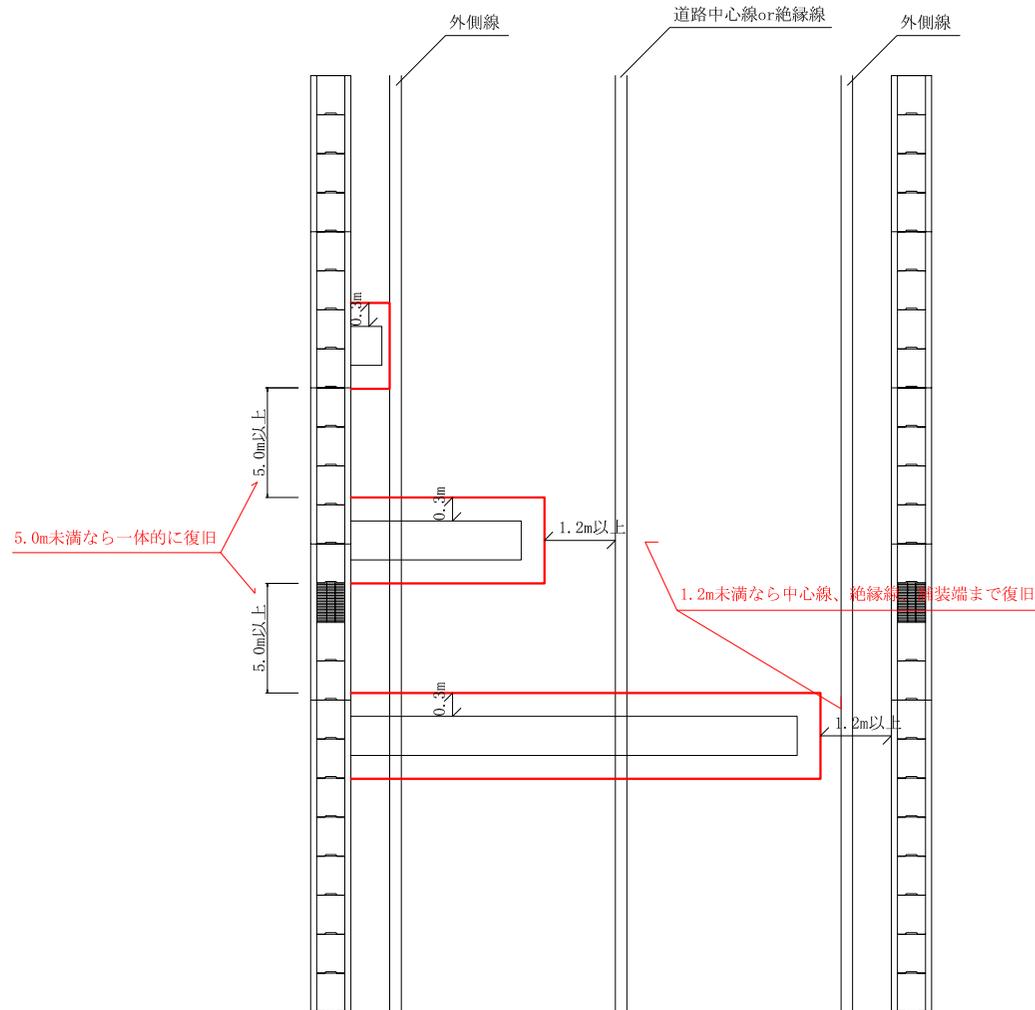
# 舗装復旧範囲

## 生活道路



影響範囲は掘削箇所より30cm

## 幹線道路(舗装構成2層 or 2車線道路)

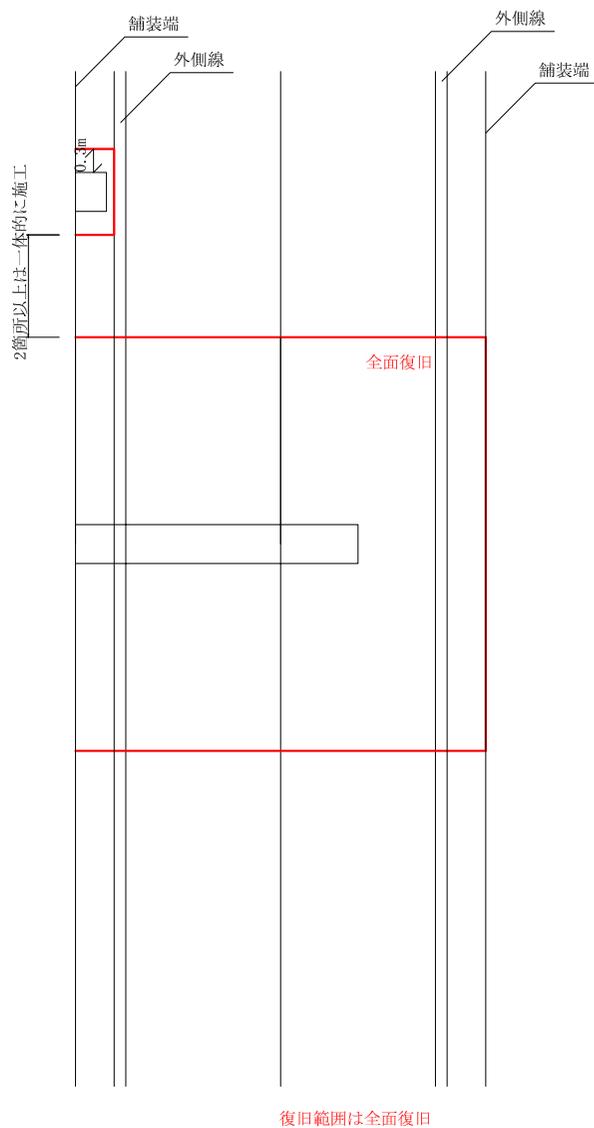


影響範囲は掘削箇所より30cm

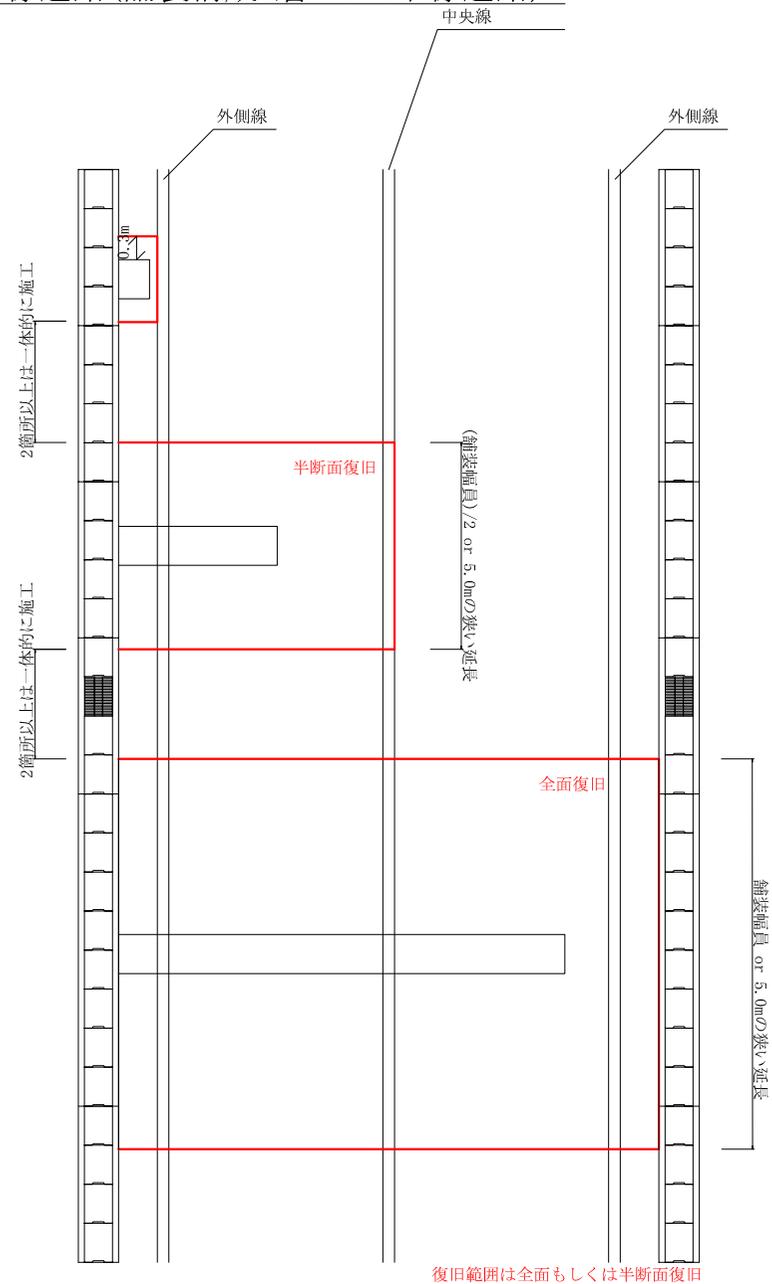
名称	舗装復旧図
ページ番号	9
津島市役所	

# 舗装復旧範囲(掘削規制期間内)

## 生活道路

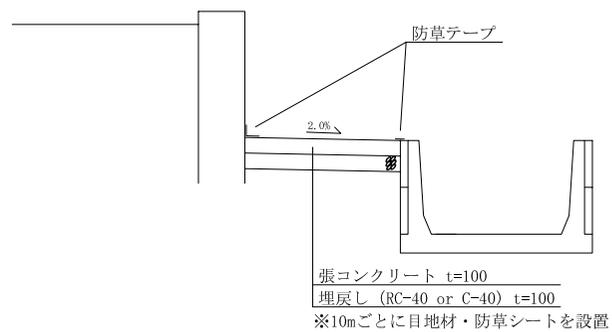
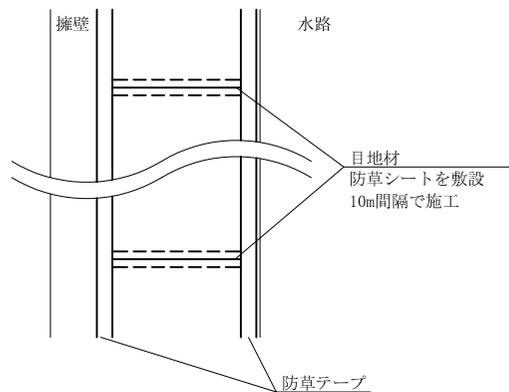


## 幹線道路(舗装構成2層 or 2車線道路)



名称	舗装復旧図(掘削規制期間内)
ページ番号	10
津島市役所	

# 張コンクリート図 S=1:50



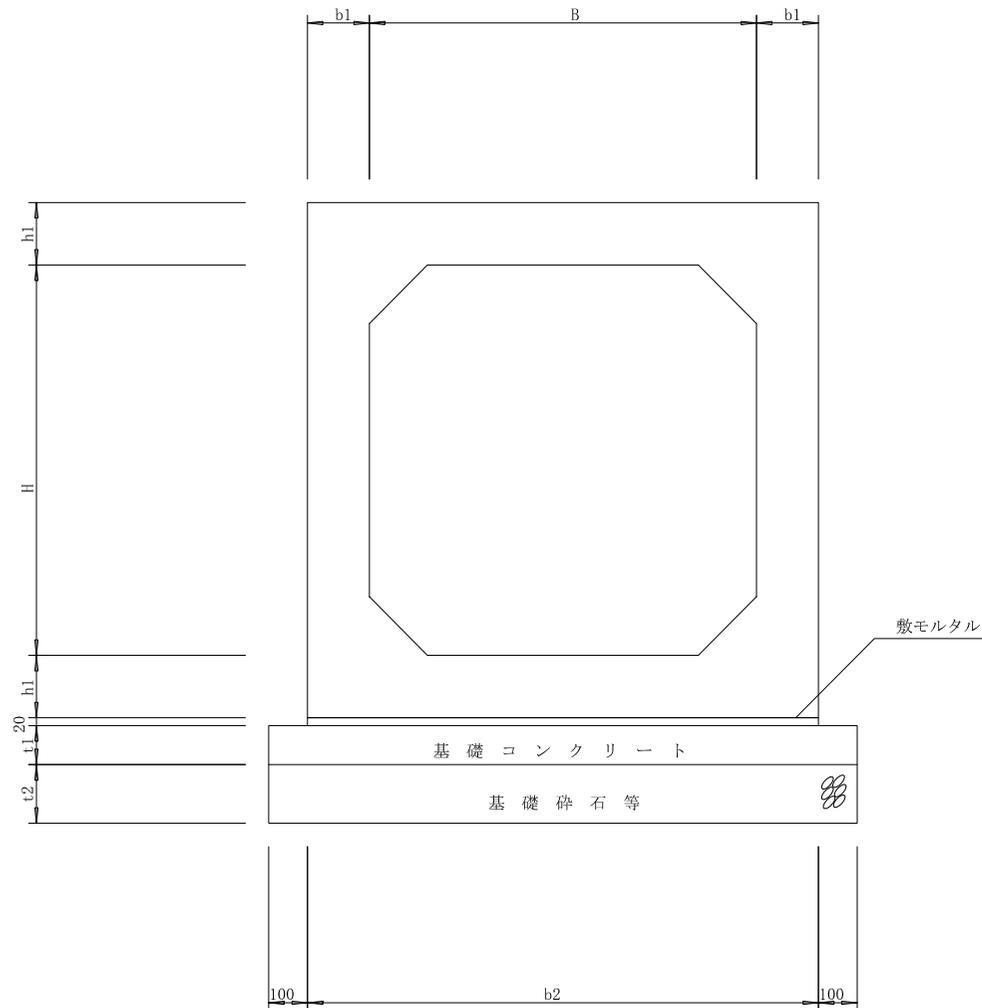
名称	張コンクリート
ページ番号	11
津島市役所	





# ボックスカルバート S=1:20

※既設水路に合わせ、規格を決定すること



製品	寸法表 (mm)							適用
	B	H	b1	b2	h1	t1	t2	
B600×600	600	600	100	800	100	100	200	基礎コンクリート、基礎砕石の厚みtについては地耐力等を考慮して決定すること。 土被り厚は十分な厚みを確保すること。 T-25対応
B700×700	700	700		900				
B800×800	800	800		1000				
B900×900	900	900		1100	120			
B1000×1000	1000	1000		1200				

名称	ボックスカルバート
ページ番号	14
津島市役所	

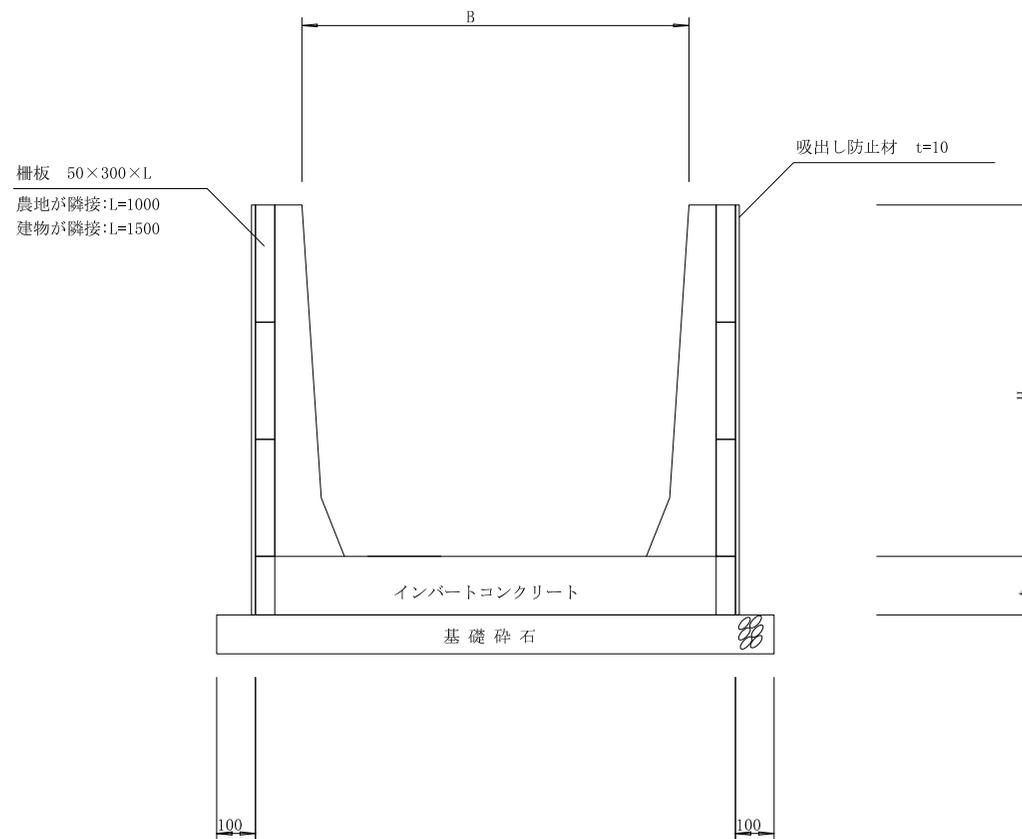






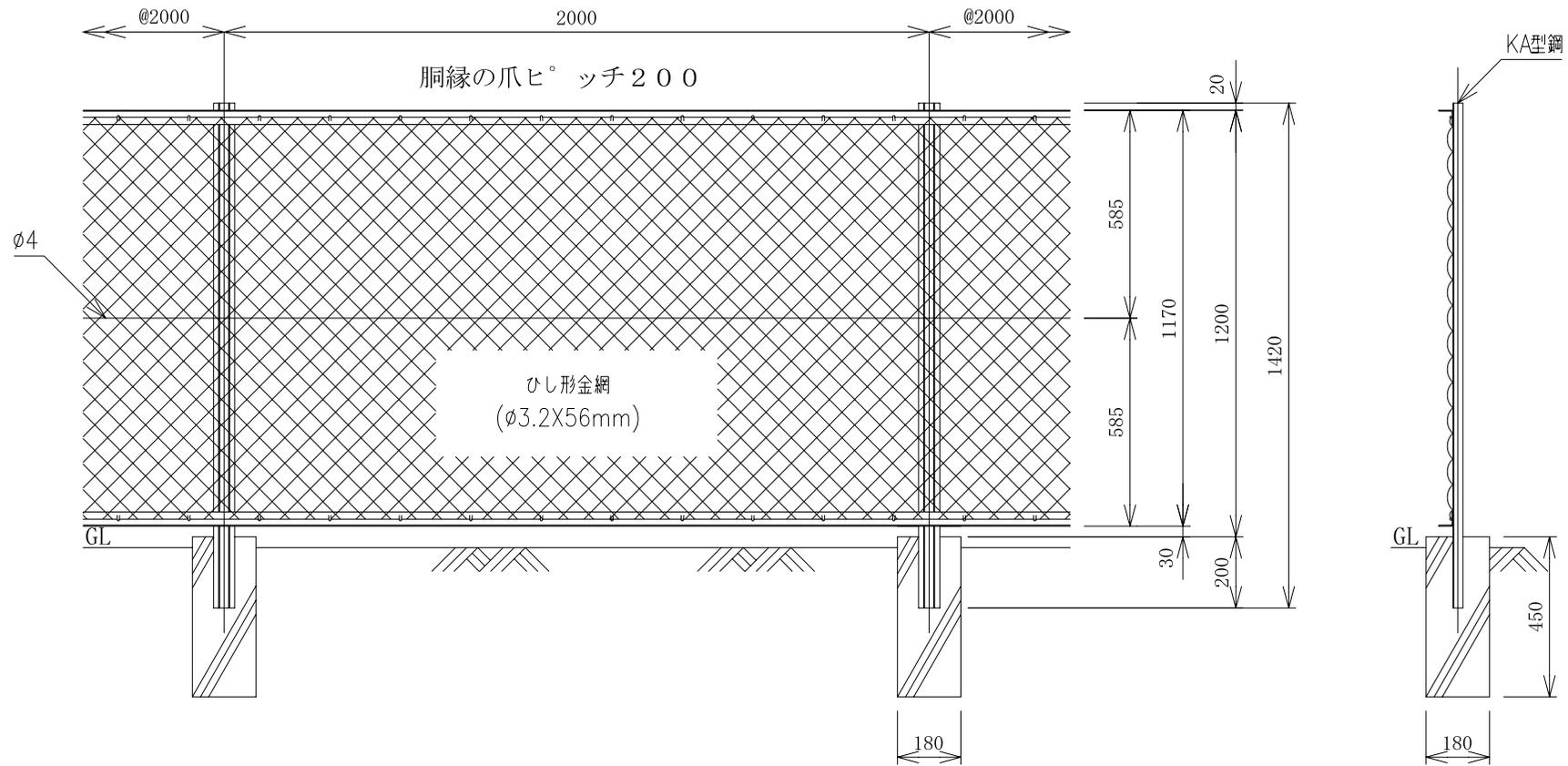
# 組立水路 S=1:20

※既設水路に合わせ、規格を決定すること



名称	組立水路
ページ番号	18
津島市役所	

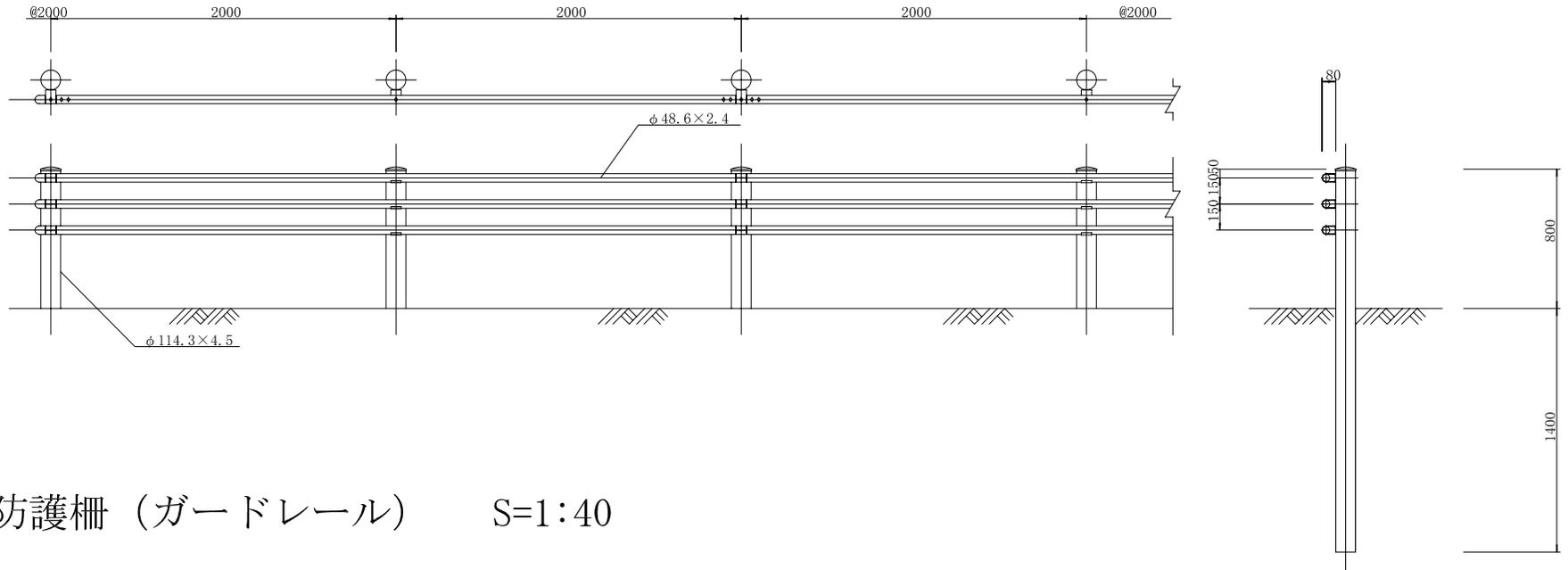
# ネットフェンス S=1:20



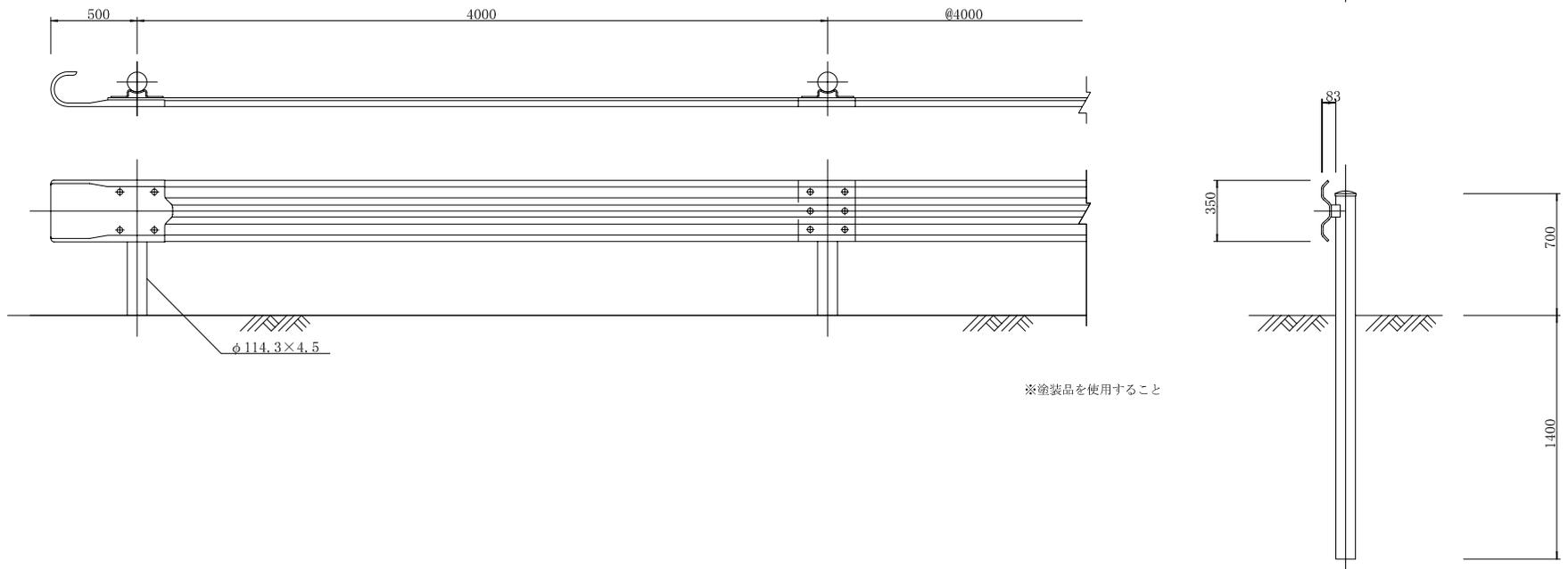
※溶融亜鉛メッキ品を使用すること

名称	ネットフェンス
ページ番号	19
津島市役所	

# 車両用防護柵 (ガードパイプ) S=1:40



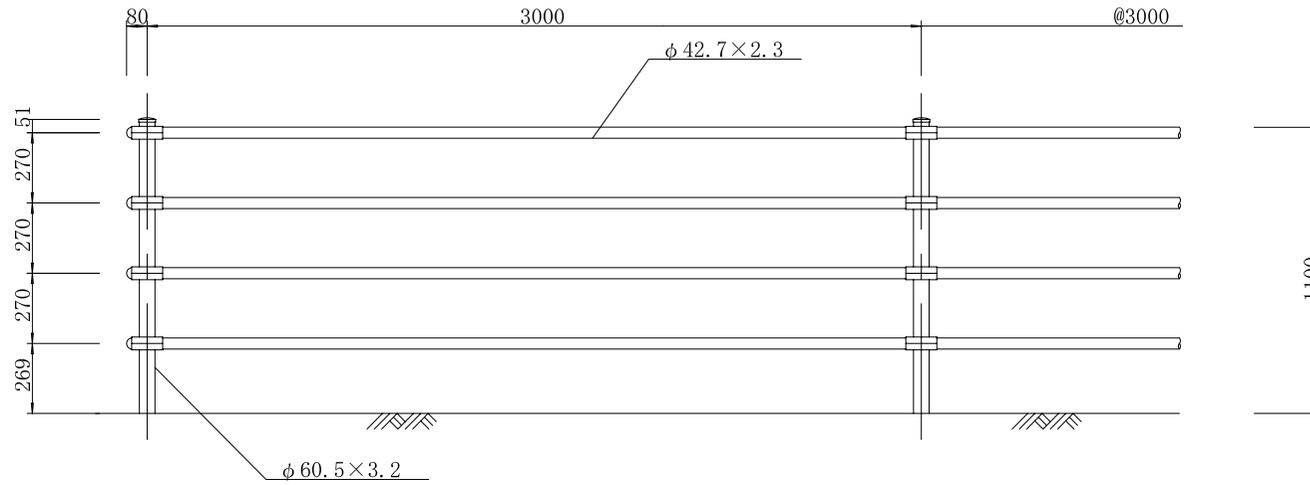
# 車両用防護柵 (ガードレール) S=1:40



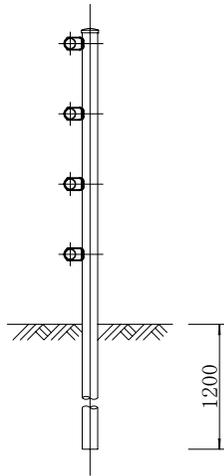
※塗装品を使用すること

名称	車両用防護柵
ページ番号	20
津島市役所	

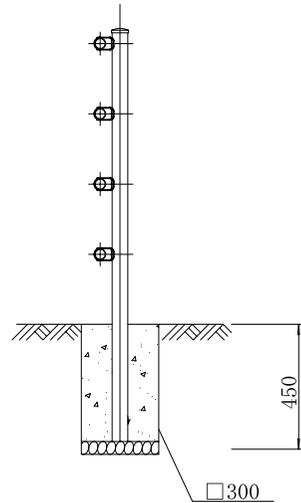
# 転落防止柵 S=1:30



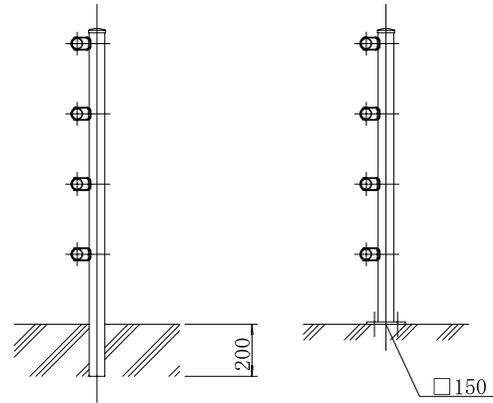
土中用(E)



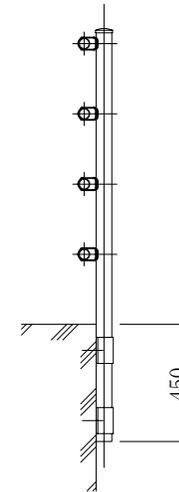
コンクリート根固め用(C) コンクリート建込用(W)



コンクリート建込用(W) ベースプレート用(B)



ベースプレート用(B) 側面プレート用(S)



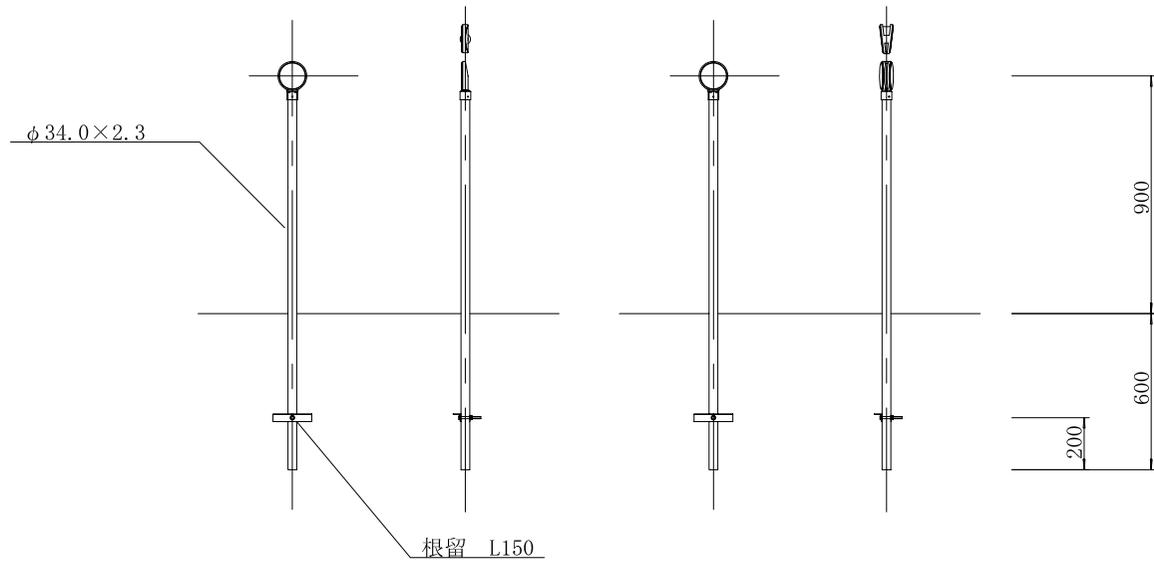
※塗装品を使用すること

名称	転落防止柵
ページ番号	21
津島市役所	

# 視線誘導標 S=1:30

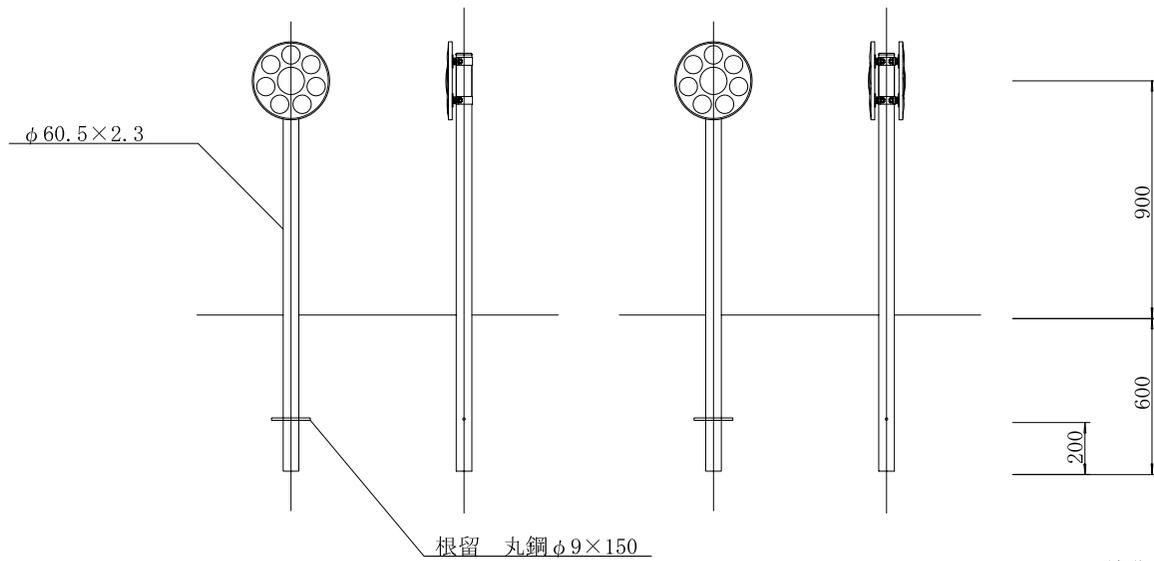
φ 100 片面

φ 100 両面



φ 300 片面

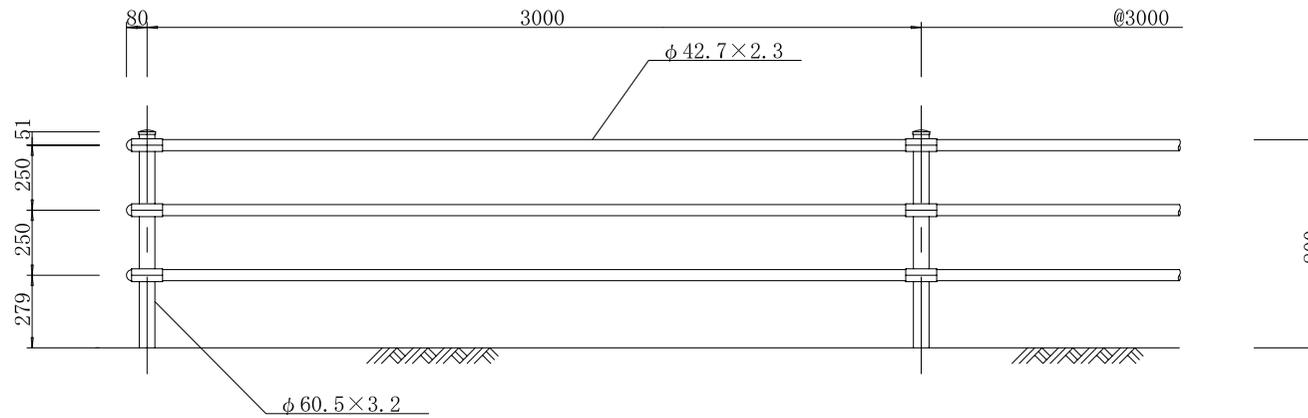
φ 300 両面



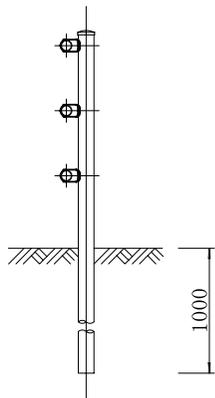
※溶融亜鉛メッキ品を使用すること

名称	視線誘導標
ページ番号	23
津島市役所	

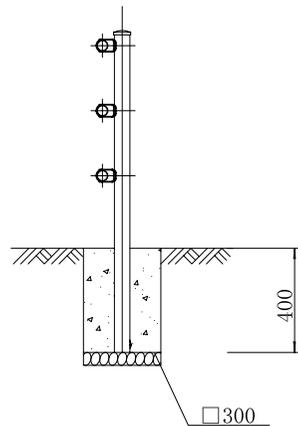
# 横断防止柵 S=1:30



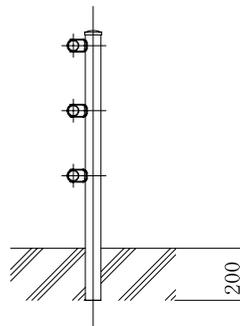
土中用(E)



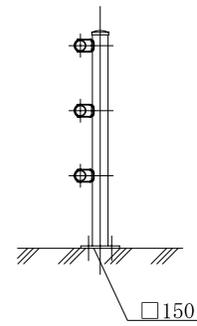
コンクリート根固め用(C)



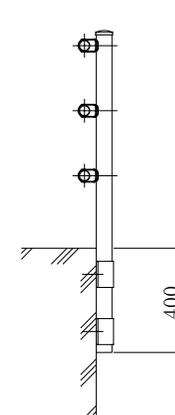
コンクリート建込用(W)



ベースプレート用(B)



側面プレート用(S)



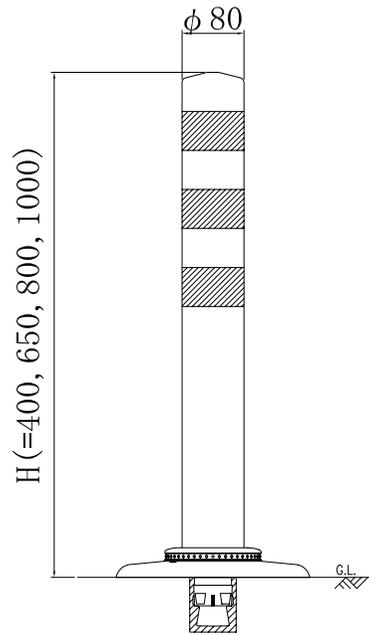
注 コンクリート根固め用(C)の根固め寸法は  
路肩側方余裕500mm以上で中位以上の地耐力を  
有する土質条件(N値10程度の砂質地盤)の場合とする

※塗装品を使用すること

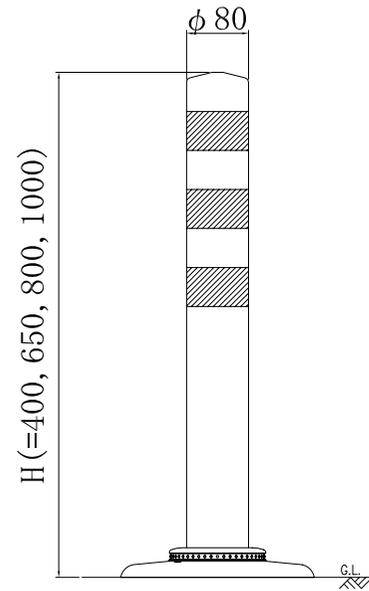
名称	横断防止柵
ページ番号	22
津島市役所	

# 車線分離標 S=1:10

脱着式



固定式

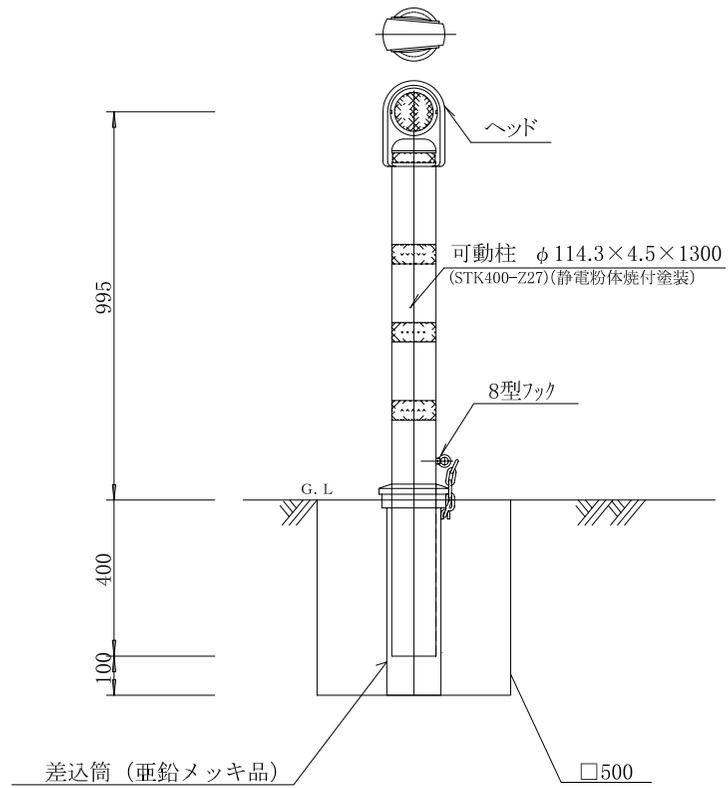


※高さHについては道路管理者と協議すること

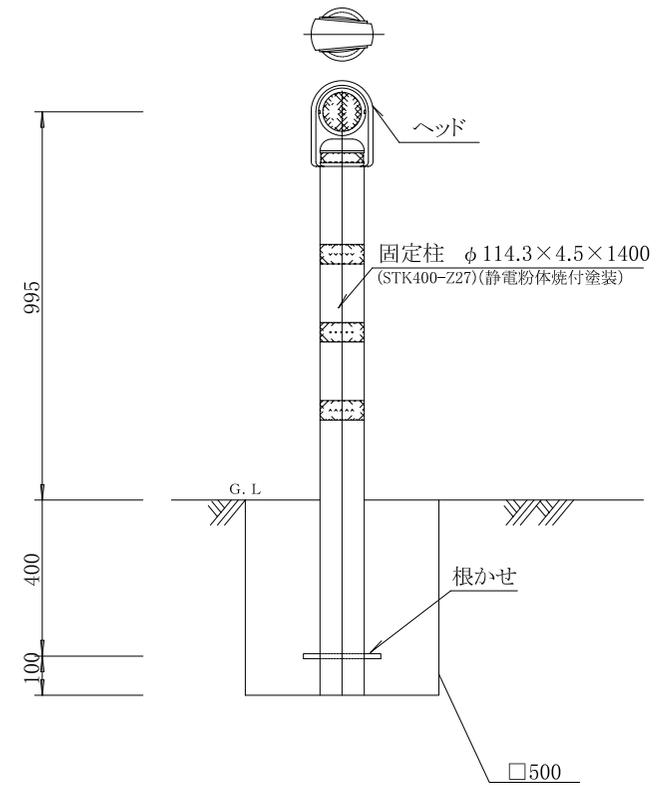
名称	車線分離標
ページ番号	24
津島市役所	

# 車止めポスト S=1:20

## 可動式



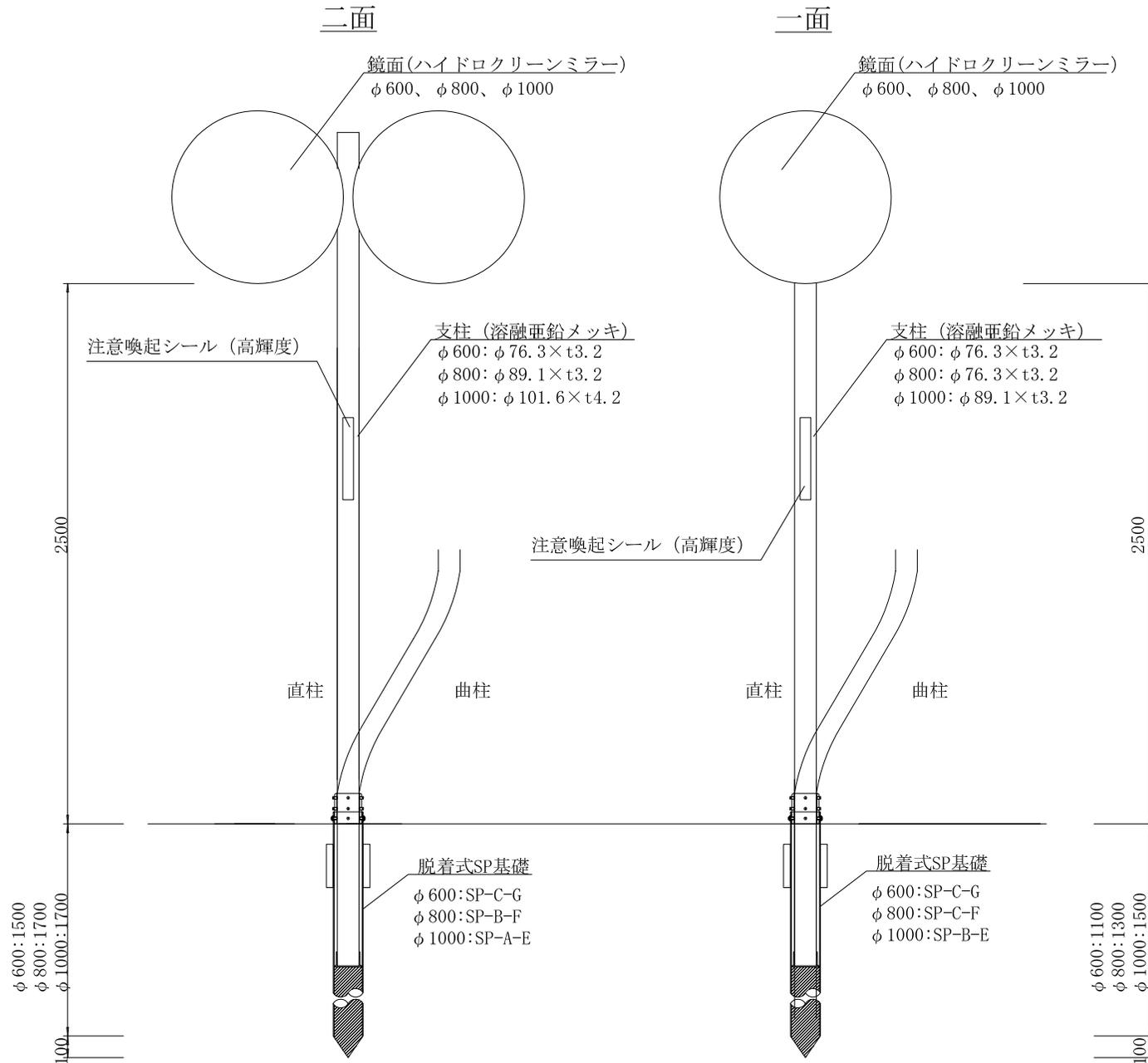
## 固定式



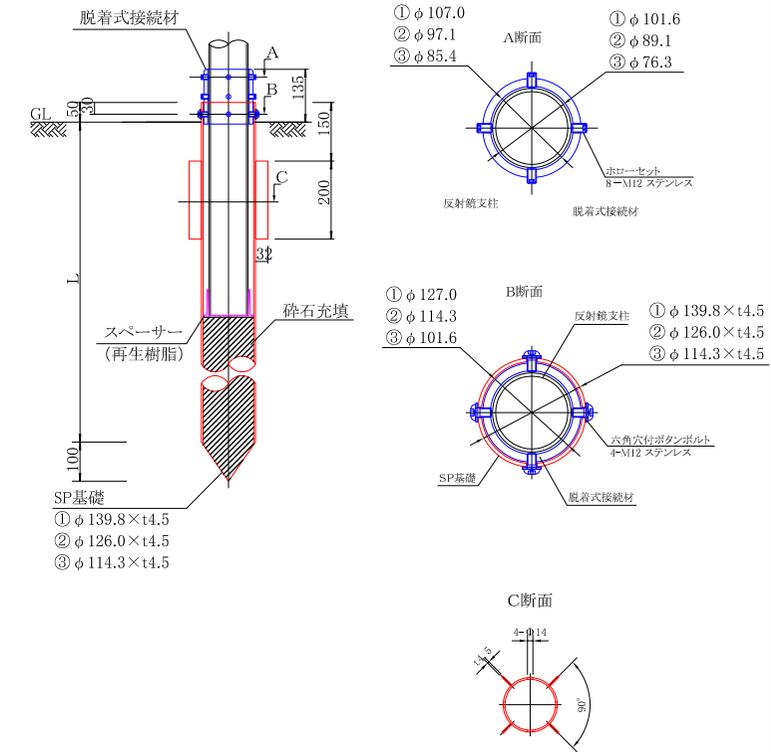
名称	車止めポスト
ページ番号	25
津島市役所	



# 道路反射鏡 (脱着式SP基礎) S=1:30



# 脱着式SP基礎 S=1:20 (①SP-A-E型 ②SP-B-F型 ③SP-C-G型)



※未舗装の場合、背面土量の少ない法肩等の場合、上曲げ曲柱等で設置高を変更する場合は構造計算をし直す必要があります。

名称	道路反射鏡(脱着式SP基礎)
ページ番号	27
津島市役所	

